平成２７年（フ）第５９９２号
東京都大田区大森北３―42―１　８階、住民票上の住所東京都大田区中央８丁目29―８―103
債務者　富田　信吾
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９９３号
東京都江東区南砂２丁目３－８―926
債務者　白畑　裕仁
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９９５号
東京都豊島区池袋３丁目３－６―804
債務者　今　由紀子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６００２号
東京都杉並区阿佐谷南２丁目22―12　第２森屋荘２
債務者　田端　政弘
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６００４号
東京都世田谷区若林１丁目12―14　コーポリリーＢ棟201
債務者　齋藤　美弥
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９４８号
横浜市港北区大倉山３丁目16番25号　シバタビル301
債務者　遠山　正一
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０２２号
横浜市栄区長尾台町115番地　第二東荘102
債務者　羽賀　清美
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０４８号
横浜市緑区霧が丘３丁目２番地４　第一パルビル405号
債務者　横尾　正博
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１２９号
大阪府高槻市宮野町11番３号
債務者　中本　　茂
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４８４号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目13番11号　アパートフジヤ704号、前住所愛知県豊川市新青馬町１丁目４番地
債務者　二村　　涼
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５６８号
大阪市東淀川区菅原３丁目１番９―610号
債務者　杉山　富男
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２６号
東京都町田市小山町856番地４
債務者　落合美絵子
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２８号
熊本県人吉市鶴田町19番地
債務者　石井　明香
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１４号
山形県酒田市富士見町１丁目13番地の16、前住所山形県酒田市若浜町23番28号
破産者　佐藤　国昭
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第１号
福島県石川郡平田村大字北方字**楮**坂419番地の２
破産者　小嶋　栄作
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係